

工事用エレベーターを使用するにあたって

①設置手続き

(積載荷重0.25t～1t未満)

■設置報告書:エレベーターを設置しようとする事業所はあらかじめエレベーター設置報告書(様式第29号)を(第145条) 所轄労働基準監督署に提出して下さい。ただし、設置から廃止までの期間が60日未満のもの設置については、この限りではない。

(積載荷重1t以上)

■設置届:エレベーターを設置しようとする事業者は、設置工事開始の30日前にエレベーター設置届(様式第140条) 式第26号)を所轄労働基準監督署に提出して下さい。

■添付書類

1)エレベーター明細書(様式27号)

2)エレベーター製造許可書

3)現場付近の見取り図

4)エレベーター取付位置図

5)エレベーター構造部分の強度計算書(写)

a.エレベーター本体強度計算書 b.壁つなぎの強度計算書 c.ベース受け仮設置等の強度計算書

6)エレベーター本体の組立図

7)エレベーターの施工計画図

a.エレベーターの取付位置のわかる図面 b.壁つなぎ位置および詳細図 c.基礎の概要 d.各階取込みステージ詳細

8)ガイドレールの延長がある場合は、ガイドレール延長計画(ガイドレール高さと日程のわかるもの)

注:上記書類は、一般的なものですが。各監督署の御指導によりその他の書類を要求される場合もあります。

■エレベーター落成検査申請書の提出

エレベーター落成検査申請書(様式第4号)を受検希望日のおよそ2週間以前までに申請して下さい。

■落成検査(第141条)

■変更届(第163条)

■変更検査(第164条)

■検査証交付(第143条)

■検査証返還(第171条)

■組立解体作業指揮者の選任(第153条)

②定期自主検査等

■年1回の定期自主検査(第154条)

■月1回の定期自主検査(第155条)

■暴風、地震後の点検(第156条)

■自主検査記録の保存(3年間)(第157条)